

2018年5月21日

各位

会社名	株式会社エコミック
代表者名	代表取締役社長 熊谷 浩二
コード番号	3802 札幌証券取引所アンビシャス
本社所在地	札幌市中央区大通西八丁目1-1 朝日生命札幌大通ビル
問合せ先	取締役管理部長 荒谷 努
電話番号	011-206-1103
(URL)	http://www.ecomic.jp/

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月21日開催の取締役会において、2018年6月26日開催予定の第21期定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行すること及び定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

(2) 移行の時期

本年6月26日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

①当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②会社法の一部を改正する法律（2014年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2018年6月26日(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第31条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査役会を 開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別 段の定めがある場合を除き、監査役 の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会の議事録は、法令で 定めるところにより、書面又は電磁 的記録をもって作成し、出席した監 査役は、これに記名押印又は電子署 名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査役会にお いて定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 (監査等委員会)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することが できる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発 する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員 会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わ ることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記 録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名を行 う。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会にお いて定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第41条</u> (条文省略)</p> <p><u>第42条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第44条～第47条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第40条～第43条</u> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(附則の削除日)</u></p> <p><u>第2条</u> 本附則第1条及び第2条は、2028年6月26日をもって削除する。</p>

以上